府令・省令

○内閣府・総務省令第二号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条の二第一項の規定を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（郵便貯金銀行が業務を行おうとするときの届出） **第三条の二**　郵便貯金銀行は、法第百十条の二第一項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一　当該業務の内容及び方法を記載した書類 二　郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類 イ　日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを明らかにする書類 ロ　当該届出後における収支の見込みを記載した書類 三　法第百十条の二第二項の規定を遵守するために講じた措置及び講じようとする措置を記載した書類	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）及び地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第六項第三号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第七項第二号中「第四条第二号ロ」を「第四条第二号ロ」に改める。

第二十条第九項第三号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第十項第二号中「第四条第二号ロ」を「第四条第二号ロ」に改める。

附　則

この省令は、令和七年八月十六日から施行する。

法規的告示

○文部科学省・経済産業省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第三項の規定に基づき、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十五日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項	二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項